

第4章

県民・民間団体・事業者・
市町村・県の役割

持続可能な社会の実現には、県民一人ひとりがライフスタイルを見直し、身近なところから環境の保全と創造に取り組むとともに、事業者も資源循環型社会の実現に向け、最適生産・最適消費・最少廃棄に適合する事業活動を展開する等、各主体の責務と役割に応じた取り組みを進めることが求められています。

また、近年では、地域における取り組みにおいて、環境NPOといった民間団体の役割の重要性が増しており、県民や事業者とともに、積極的な環境活動への取り組みが期待されています。

さらに、県民に最も身近である市町村には、その地域特性に応じた環境の保全と創造に関する取り組みを進めていくことが期待されています。

本県は、全国に先駆けて平成5年4月1日に「山梨県環境首都憲章」を制定し、また、平成9年には、環境科学研究所を開設するなど、これまでも積極的に環境施策を推進してきた実績があります。このような先進性を活かしながら、「環境日本一やまなしの確立」を目指し、全ての主体が自らの責務や役割を認識し、それに応じた取り組みを進めていくことが必要です。

本章では、地域を構成する県民・民間団体・事業者・市町村・県のそれぞれがどのような役割と責任のもとで取り組むことが望ましいのかを示すとともに、この計画の4つの目指すべき方向を達成していくため、各主体の取り組みの基本的な指針を明らかにします。

第1節 県民の役割

県民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める必要があります。このため、自らの日常生活がどのような環境負荷を生じているのかを知るとともに、自らできることを考え、実践することが大切です。

また、地域での環境活動に参加したり、自ら活動を企画し参加や協力を呼びかけたり、他の主体と連携するなど、地域に根ざした活動の輪を広げていくことが期待されます。さらには、スローライフを体験することによって、心の豊かさが何によってもたらされるのかを振り返ってみることも大切です。

資源循環型社会の実現

買い物袋の持参や過剰包装の辞退、購入した商品が無駄なく大切に使うなど、ごみの発生抑制に努めるとともに、リサイクル製品やリターナブル容器入り商品など環境への負荷の少ない商品を選択するといったグリーン購入に取り組みます。

また、生ごみの自家処理を進め、ごみの分別回収や減量化に協力するとともに、地域でのリサイクル活動を積極的に推進します。

地域で生産された農作物等に理解を持ち、優先的に購入するなど、地産地消の推進を支援します。

人と自然との共生

自然保護活動等の実践活動に積極的に参加し、自然への理解を深めるとともに、屋外活動でのごみの持ち帰りを実践するなど、自然環境の保全に取り組みます。

また、本県の豊かな自然環境資源を守り、育てるとともに、自然とのふれあいの場を通して、自然と共に生きることを実感し、自らの感性を高めます。

観光等で来県する人々と交流を図り、自然環境の保全への協力を呼びかけるなど、地域での環境保全活動を推進します。

快適な生活環境の確立

大気汚染を防止するため、自動車の買い換えの際にはハイブリッド車等の低公害車を購入します。

また、使用済み食用油等を適正に処理することによって水質の保全を図ります。

生け垣の設置や植栽などにより緑化を進めるとともに、緑化活動に参加し、地域の緑を増やします。また、空き缶や瓶をみだりに捨てず、地域や公共空間の美化を進め、地域の誇りである文化財や歴史的街並みの保全に理解を深め、郷土に対する愛着を育みます。

さらに、まちづくり活動に参加し、地域の将来像を多くの人々と語り、共有します。

地球環境の保全

日常生活において、冷暖房器具の温度管理の徹底や電気のスイッチをこまめに消すなど、エネルギー消費の削減に努めます。

また、自転車や公共交通機関の利用を進め、自動車の使用に際してはアイドリングストップ等エコドライブを実践するなど、移動に伴う環境負荷の低減に努めます。

さらに、商品の購入にあたっては、その必要性をよく考え、購入する場合には、省エネルギー型のもを選択するとともに、住宅へは、太陽光発電等のクリーンエネルギー設備の導入を進め、新築や建替えにあたっては、省エネルギー基準適合住宅を建設します。



第2節 民間団体の役割

県民が共通の目的を持ち、その目的を達成するために組織された非営利的、かつ、自主的に活動を行う団体は、近年、その数が増加しており、専門的な知識やノウハウを生かして、リサイクル活動、自然環境保全活動、地球環境保全活動、緑化活動、環境美化活動など、幅広い活動を行っています。

また、環境意識の高まりから、今後、こうした活動など様々な取り組みが活発になるものと予想され、民間団体の果たす役割は重要性を増しています。

さらに、他の主体と連携するとともに、同じ目的を持った団体との協働やネットワーク化を図るなど、活動の幅のさらなる広がりが期待されています。

資源循環型社会の実現

地域における分別収集への取り組みやフリーマーケットによる再利用への取り組み、また、グリーン購入など環境への負荷の低減に役立つ製品の利用促進への取り組みを県民、事業者、行政との連携や他の団体との協働を図りながら積極的に進めます。

人と自然との共生

県民共有の豊かな自然環境の保全や貴重な動植物の生態系を守るため、空き缶やゴミの回収運動などに取り組み、各種イベントや自然体験学習、プログラムなどを通じて適切な知識の普及を図ります。

快適な生活環境の確立

地域における水質を守るための活動や都市部における緑化活動、地域の街並みづくりや公共空間の美化活動を推進します。

地球環境の保全

アイドリングストップ等エコドライブの促進やフロン回収に積極的に取り組み、地球環境への負荷の低減を図ります。

また、本県における地球温暖化防止の取り組みを推進していくための拠点となる「地球温暖化防止活動推進センター」の運営をサポートします。



第3節 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じる公害を防止するとともに、土地の改変等に伴う自然環境への影響に十分配慮する責任があります。また、製品等の生産、加工、販売、廃棄等、事業活動の各段階において環境への負荷を低減するとともに、環境マネジメントシステム等を導入するなど、資源循環型社会の実現を目指して活動する企業市民としての重要な役割を担っています。さらに、企業の社会的責任（CSR）の考え方を踏まえて、他の主体との連携を図りながら、地域の環境保全活動等への協力が期待されています。

資源循環型社会の実現

各種リサイクル法に基づき、事業活動に伴って発生する廃棄物等の循環的な利用、適正処理を行い、ライフサイクルアセスメント(LCA)を導入することによって製品等が環境に与える負荷の最小化を目指します。

また、環境への負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売を進め、ISO14001など環境マネジメントシステムの認証取得やグリーン購入を積極的に進めます。

さらに、地域におけるリサイクル活動への協力や業界が一体となって環境への負荷の低減を図るための活動に取り組みます。

人と自然との共生

動植物の保護や生態系の確保に配慮した森林の造成、維持、管理を行うなど、自然環境保全への貢献が高まりつつあります。また、土地の改変等の開発を行う場合は、対象地域や周辺地域の自然環境へ配慮するとともに、地域における自然環境保全に関する活動に参加、協力します。

さらに、自然と最も関わりが深い農林業においても、環境と調和した取り組みを進めます。

快適な生活環境の確立

工場や事業場の敷地内の緑化に努めるとともに、施設の建設や屋外広告物の設置等にあたっては、地域特性を考慮しながら周辺の景観に配慮します。

また、工場や事業場からの騒音・振動・悪臭の防止を進めるとともに、大気汚染物質や水質汚濁物質の削減を図るなど、公害防止のための取り組みはもとより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象となる化学物質の環境中への排出量と廃棄物として処理するために事業所外へ移動させた量を自ら把握します。

さらに、環境に関する行動について環境報告書等により公表します。

地球環境の保全

商品の購入や施設整備に当たっては、省エネルギー型製品の選択やESCO事業の導入等による省エネルギー対策を進めるとともに、クリーンエネルギーや未利用エネルギーの活用に努めます。

また、低公害車の導入を推進するとともに、自動車の使用に際しては、アイドリングストップ等エコドライブを実践します。

さらに、地域の環境保全に向けた取り組みに積極的に参加するとともに、環境保全に向けた自主行動計画の策定や環境面からの事業の点検・評価を行う体制の整備、従業員に対する環境学習等に取り組みます。



第4節 市町村の役割

市町村は、環境の保全及び創造に関して、地域住民、民間団体、事業者、県などとの連携のもと、地域の自然的、社会的条件に応じた取り組みを実施することが求められているとともに、地域住民の環境意識の向上や環境活動への取り組みを促進するため、環境教育、環境学習などを活用した普及啓発を進めていくことが期待されています。

また、事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境マネジメントシステム、グリーン購入、公共事業への環境配慮の導入など、環境の保全と創造への積極的な取り組みが期待されています。

資源循環型社会の実現

一般廃棄物の分別収集の徹底、リサイクルやリユースの推進、不法投棄の防止など、関係機関との連携のもと、地域住民への普及啓発を図るとともに、自らグリーン購入への取り組みや環境マネジメントシステムの導入を積極的に進めます。

また、住民の環境意識の向上を図るため、教育現場を通じて児童、生徒等への環境教育、環境講座や見学会等による地域住民への啓発を行います。

人と自然との共生

地域特有の森林、動物、植物等、特色ある自然環境の保全に積極的に関わり、また、地域の自然的、社会的特性に応じた自然環境保全活動を進めます。

快適な生活環境の確立

水質への負荷の低減を図るため、生活排水処理施設の導入を進めるとともに、地域の歴史的、文化的建造物や遺跡の保護を進め、これらを利用した特色ある街並みづくりを進めます。

また、地域住民の憩いの場となる公園、緑地等を整備していきます。

地球環境の保全

温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画を策定し、自ら率先して温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

また、地域住民の地球環境保全意識の向上やライフスタイルの見直しの契機となるよう、学習会の開催による普及啓発を図ります。



第5節 県の役割

県は、この計画の目標を達成するため、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するとともに、県自らも事業者であり消費者であるという立場から、公共事業における資源の循環的な利用等環境への負荷の低減や、庁舎や公共施設での環境配慮等、自ら率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組みます。

また、県民、民間団体、事業者、市町村などと連携を図りながら施策を推進するとともに、各主体が環境活動を積極的に推進できるように、環境教育、環境学習の実施、環境情報の提供を行うなど、各主体への支援等によって、自主的な取り組みを促進します。

資源循環型社会の実現

ごみの不法投棄を防止するため、他の主体と連携を図りながら、監視活動を実施するとともに、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用を促進する等、各種施策を総合的、計画的に推進します。

人と自然との共生

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存を図るため、自然環境の適正な保全のための規制、自然環境に関する調査・研究及び監視活動など、各種施策を総合的、計画的に推進します。

快適な生活環境の確立

大気汚染物質や水質汚濁物質による環境汚染を防止するとともに、地域における緑化や環境と調和した景観の保全と創造を図るため、各種施策を総合的、計画的に推進します。

地球環境の保全

全ての主体による地球温暖化の防止やオゾン層の保護対策への取り組みを促進するため、地球環境保全に向けた各種施策を総合的、計画的に推進します。

重点的に取り組む施策

本県の豊かな自然環境や地域特性を踏まえるとともに、本県の環境に関する重要課題や国際社会の一員として取り組むべき課題について、重点的に取り組む施策として位置づけ、積極的に取り組みます。

富士山の環境保全対策の推進

森林・緑地の保全等の推進

水環境の保全等の推進

環境の保全に資する農業の促進

廃棄物等の発生抑制等の推進

地球温暖化対策の推進